

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
株式会社福富建築設計事務所	古河市松並1-21-24	4-000345

注) 業者番号「4-」は茨城県知事許可業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和8年4月1日 ～ 令和8年5月31日 (2か月)

3 指名停止措置の適用範囲

茨城県が発注する建設工事

4 事実概要

(株)福富建築設計事務所は、茨城県警察本部で実施された交番改修工事に伴う実施設計業務委託の指名競争入札において落札者となったが、人員の確保ができないことを理由に契約締結を辞退した。

5 指名停止理由

上記事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。）別表第2第15号ウに該当する。

<指名停止等措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ウ その他、業務に関し不正又は不誠実な行為があったと知事が認めたとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当
 茨城県水戸市笠原町978-6
 電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)